

第4期中期目標期間における国立大学法人評価の基本的な方向性について（案）

資料2－3
国立大学法人評価委員会
総会（第72回）R4.5.25

評価の概要

（令和4年4月15日 国立大学法人評価委員会国立大学法人分科会国立大学法人の第4期中期目標・中期計画及び評価等に関するワーキンググループ）

- 各法人の自己点検・評価に基づき、中期目標の各項目の達成状況を確認（**項目別評価**）し、中期目標の達成状況の総合的な評価（**全体評価**）を実施
- 国立大学法人法第31条の3第1項の規定に基づき、**教育研究**については、その特性に配慮して、**独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に評価の実施を要請**

第4期からの新たな枠組み

- 中期目標の下に置かれた全ての中期計画に評価指標の設定が義務付けられた趣旨に鑑み、**評価指標の達成状況に重点を置いた評価**を実施
- 各法人の申請に基づき、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が**「意欲的な評価指標」を指定**

評価の手順

- 項目別評価**とその結果等を踏まえた**全体評価**により構成

（1）項目別評価

① 評価指標の達成状況の評価

- 評価指標の達成度に応じた評価を実施
- 「意欲的な評価指標」を達成した場合は高く評価し、達成していない場合でも、これまでの取組に係る進捗等を確認した上で評価



② 中期計画の達成状況の評価

- 評価指標の達成状況及び優れた実績・成果が認められる取組の有無に基づき、段階別の評価を実施
- ただし、全ての中期計画に評価指標の設定が義務付けられた趣旨に鑑み、**評価指標の達成状況に重点を置いた評価**の実施を基本とする



③ 中期目標の達成状況の評価（項目別評価）

- 中期計画の達成状況等に基づき、中期目標の項目の単位で段階別の評価を実施
- 中期目標に係る重大な改善事項があると評価した場合は、最も低い評定とする

（2）全体評価

- 中期目標の達成状況（項目別評価）を踏まえ、各法人の特性にも配慮し、**中期目標期間の業務全体を記述式により評価**

意欲的な評価指標の指定について

【指定に当たっての基本方針】

- 既に認可された評価指標のうち、各法人が意欲的な評価指標として判断するものを申請する際、各法人に対し**指定を受けることが相当である理由**を明確に説明することを求める



以下の観点を盛り込む（いずれか一方でも可能）

- 自法人における過去の取組の実績やそれによる成果にとどまらず、**機能や規模等の類似する他法人における取組の実績やそれによる成果等と比較**した上で、**当該評価指標が特に高い達成水準を掲げており、その達成により特筆すべき成果が得られることを具体的に示す** <客観性の観点>
- 単に**新規性がある**だけでなく、**他に参考とし得る例のないとりわけ先駆的な取組**であることや、社会経済環境の変化に伴う影響等、**達成のために対応すべき課題が多数想定される**ことなどを挙げつつ、当該評価指標に掲げた達成水準への到達度が容易ではなく、その達成により**特筆すべき成果が得られることを具体的に示す** <新規性・先駆性・困難性の観点>

- 各法人からの申請に基づき、評価委員会において上記の観点からの**審査を厳格に行った上で指定**する

- 社会への説明責任を果たすため、各法人から申請のあった意欲的と考える理由等について公表予定

<今後のスケジュール（予定）>

令和4年5月	評価委員会において、意欲的な評価指標の指定の取扱い等について審議
令和4年6月末	各法人から意欲的な評価指標の申請締切
令和4年7月以降	評価委員会において、意欲的な評価指標に係る審査を実施 (※必要に応じ、ヒアリング等を実施)
令和5年3月目途	評価委員会において、意欲的な評価指標の指定・公表